

- ②この機能分類から離れ、現行日本政策投資銀行分野でインフラ、構造改革推進関連を加え、現行国民生活金融公庫分野で零細層の教育貸付需要を加えると、C案となる。
- ③政策金融として残す機能を担う機関の組織形態は、特殊会社とする。

4. 新組織移行への工程、関連法案の提出等

- (1) 今後の政策金融改革を内閣主導で行うため、内閣に政策金融改革推進本部(仮称)(本部長:内閣総理大臣、副本部長:行政改革担当大臣等)を、直ちに設置する。
- (2) 同本部の具体的事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房行政改革推進事務局が行う。また、具体的な移行準備も、同事務局の下で行う。このため、同事務局の体制整備を早急に行う。
- (3) 本基本方針に沿って、政府は早急に政策金融改革関連法案作成作業を開始することとし、更に詳細な制度設計に取り組み、今年度中に結論を得る。
- (4) 政策金融改革関連法案の国会提出時期については、今年度中に結論を得る。
- (5) なお、上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

5. その他留意事項

- ①組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価(デューデリ)を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。
- ②政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。
- ③独立行政法人や公益法人等による政策金融機関類似の金融業務についても、行政改革担当大臣の下で、平成18年度中に見直しを行う。
- ④当面政策金融に残す機能についても、市場化テスト等を活用して将来的には見直す体制を整備する。